

Dreams Come True

発行：進路担当



進路説明会を終えて(質問があつたことや、追加説明)

火曜日は、進路説明会へのご参加、ありがとうございました。

その際に何人かご質問いただきましたので、その内容について以下に詳しくまとめました。

ご一読いただき、進路選択の参考にしてください。

Q.私立高校を専願か併願か迷っている。専願のメリットは?

→私立高校については、専願の場合は以下のようなメリットがあげられます。

- 合格しやすい（コースが分かれている高校の場合、併願よりも上位のコースで合格する可能性がある）
- 進路決定が県立第一希望の人より早い（県立の合格発表は3/9、県内私立は2/5と、一ヶ月ほど早い）
- 条件がクリアできれば「推薦」扱いで受験ができる

（推薦になると、より合格の可能性が高まります。また、奨学金がつく場合もあります。）

逆にデメリットとしては、「公立よりもお金がかかる」です。ただ、全体として、私立のほうは設備が充実している、生徒対応が丁寧である、というメリットもあります。

また、（確定的ではないですが）次の4月より「私立の授業料免除」が所得制限なしに実施される見通しもあります。（あくまで「授業料」だけですので、施設設備費等の費用はかかることがありますのでご注意ください）

こういった点も踏まえて、「専願」「併願」についてお考えください。（「推薦」を希望される場合は、事前の申請が必要なケースが多いので、おおむね11月末までに決定する必要があります。ご注意ください。）

Q.私立専願の人も、「県立をどこか出さないといけない」のは、なぜ?

→昨年度までは日程の重複がなく問題なかったのですが、県立高校の入試日程が早まったことにより、

今年度につきましては対応をいただかないといけなくなります。

【今年度日程】

| | 出願期間 | 合格発表日 |
|------|-----------|-------------------------|
| 県内私立 | | 2/5(木)PM ←この「合格発表日」よりも、 |
| 県立一次 | ～2/5(木)AM | ←この「出願」が「先」に締め切られるため、です |

私立専願で「合格」であれば問題ないのですが、「不合格」となった場合、いったん出願をしておかないと、県立高校(全日制・定時制のすべて)を受検する資格が一切なくなります。

※「いったん出願」をしていない生徒が、「変更期間」に新規で出すことはできません。

また、「二次」での受検を希望する生徒についても、「一次」で5教科を受検していないと受検資格が得られないため、この時点で出しておかないと県立高校を受検することは不可能となります。

→ですので、私立×だった場合の保険として、県立をどこか一旦出願する必要があります。

いったん出願し、「私立合格」が確定したら、「変更期間」に「取り下げ」をします。

なお、京都の私立高校については、より日程が後ろになりますので、「県立高校の志願変更期間」での取り下げができません。ただし、変更期間後でもシステム上で「辞退」のみは可能ですので、「辞退」することになります。

※いずれの場合も、県立高校の「受検料」は必要ありません。（県立高校は、志願確定後の支払いとなります）

Q. 結局、県立高校の「推薦」は、受けた方がいい？受けなくてもいい？

→説明会でも触れましたが、昨年度までの「推薦」とは、大きく意味合いが異なっています。

「自己推薦」にしても「校長推薦」にしても、おおむね以下のようにまとめられます。

【県立高校「推薦」のメリット】

●2回判定してもらえる

●合格の枠が「推薦」となる（ただし、この合格枠については、本人と学校しか知りえない情報である）

【デメリット】

●受検料が2倍かかる（一般は必ず全員が受けるため、追加で受ける形となる）

●五教科の学習に加え、別の対策をしないといけない（昨年度までと異なり、全員五教科のテストがあります）

●入試に2日行かないといけない（一般型のみの人は1日だけです）

ただ無条件に「受けられるなら受ける」というよりは、この両面をもって、じっくり考える必要があります。

推薦で受けたほうがメリットが大きい場合について、以下にいくつかあげます。

★推薦枠の割合が大きい高校の場合

→多くの人数が推薦枠で決まるため、一般枠だけで勝負するよりも有利になります。

★推薦枠・一般枠ともに定員オーバーする見込みの高校の場合

→「チャンスが増える」という面では、推薦枠から受けてもよい。

★推薦枠が定員割れ、一般枠が定員オーバーする見込みの高校の場合

※「推薦枠の出願基準の設定がかなり高い」や、「推薦枠の割合が多い」場合などに、想定されます。

→このケースは特に、受けられるなら受けたほうがよい。（推薦枠でほぼ合格となるため）

（ただし「推薦枠の残り」はそのまま一般の判定人数に追加されるので、そのことも考える必要があります）

Q. 県立高校の志願変更で、校長推薦や自己推薦も一緒に変更できるのか。

→すでに説明させていただいている通り、「校長推薦」については、11/19〆切の希望調査にて「受検を希望する」に○をつけている場合のみ、希望している「第一志望」の高校のみについて、判定対象とします。（校長推薦の出願要件が「第一志望」が必須となるため）したがいまして、「校長推薦」を志願変更のタイミングで変更する場合は、校長推薦はつけることができません。「一般型」のみでの受検、となります。

また、「自己推薦」につきましても、受検希望生徒には「12月三者懇談で意思確認」し、「1月中旬に高校ごとに異なる必要書類の提出や要件の確認」および、「事前の面接練習などの対策」を実施します。2月に入つてから新たな自己推薦の準備をすることは、必要書類の準備や練習・対策の面で時間的にたいへん困難であることから、「自己推薦」についても、志願変更の際は原則として「一般型」のみでの再出願をお願いしたいと思います。

Q. 志願変更の判断は、どうすれば良いか。

→今年度につきましては、上にも書きました通り、県内ほぼすべての「私立専願」を希望する中学生が、「どこかの県立高校にいったん出願」することとなります。（ただし、出願するのは「一般型」のみです）

滋賀県全体として、例年およそ13,500人の中学3年生があり、そのうちの18%ほどにあたる2,500人が、県内の私立に進学しているという実績があります。専願の生徒ばかりではなく、県立高校が不合格で併願の私立に進学した生徒も含まれた人数ではありますが、本校でも例年10%ほどは私立の専願で進路決定をしている現状がありますので、1,000人以上の出願者が増加した状態での出願倍率となります。つまり、多くの高校において、「今まででは考えられないほど倍率が高い」ということが想定されます。よって、今まで以上に、倍率から合否を予測することは困難です。

ですので、「倍率がどうなったから変更する」ということは、特に今年は避けたほうがよいと思われます。（私立専願生徒は、合格したらすべて「取り下げ」ますので、確定倍率は相当地がることになります）ただし、「私立の結果によって変更する」ということは考えられるかと思いますので、そういう場合は変更の余地があると思われます。

いずれにしましても、志願変更する可能性がある場合は、早めに担任までご相談ください。

**進路希望調査は、11/19(水)〆切となります。
土日にしっかり考え、期限を守って提出してください。**